

博士学位請求論文審査報告書

申請者： 銭 静怡

論文題目： 戦国期の村落と領主制支配

1、本論文の主題と構成

本論文は、日本の戦国期(16世紀)における、村落と領主権力との関係を、戦国大名の典型とされる後北条領国と、惣村の典型とされる近江菅浦をフィールドに検討したものである。

当該テーマに関しては、戦後から1970年代にかけては、社会構成史的視角から戦国～近世初期を封建制の確立期ととらえ、封建権力である戦国大名により惣村の自治が解体され、地域支配が確立したとする見解が主流を占めていた。1980年代以降は「中近世移行期村落論」が盛んとなり、村の自立・自律性が強調され、領主権力の支配は村との集团的契約関係となるとされた。そうした中で本論文の筆者である銭氏は、この二つの研究潮流を、視点の置き方は「上から」と「下から」という違いがあるが、両者とも権力(領主)と民衆(村)との二項対立的図式で描く点で共通しており、一面的な把握となっていると批判する。その上で、支配が被支配者の合意を調達する「双方向的回路」によって実現されているとする、「関係性論」的視角からとらえるべきことを主張する。その際に重視すべき点として、土豪・小領主などと規定されてきた中間層(村落指導層)の位置付けをあげ、領主支配の末端あるいは村落の一器官ではなく、まさに「双方向的回路」を媒介する存在として注目すべきことを強調している。本論文は、こうした視角から、とりわけ研究蓄積の多い二つのフィールドを選び、史料の再検討を通じて新たな領主-村落関係像の構築を目指したものである。

構成は以下の通りである。

序 章： 研究史整理と本論文の課題

第一部： 戦国大名北条氏と村落

第一章： 戦国大名北条氏の西浦地域支配-小代官の再検討を手がかりに-

第二章： 戦国大名北条氏の口野地域支配-土豪層代官への視点-

第二部：戦国期の菅浦と領主支配

第一章： 戦国期菅浦における領主支配の変遷-年貢・公事銭請取状の分析を通じて-

第二章： 戦国期における菅浦の借錢問題-天文年間の借錢事例の再検討を中心に-

第三章： 戦国大名浅井氏の菅浦支配

終章： 総括と展望

2、本論文の内容

序章では、研究史の整理と課題設定を行っている。内容は1で述べたとおりである。

第一部第一章では、後北条領国下の伊豆西浦地域に郷村単位で設置された小代官に焦点を当て、その役割を検討している。それによれば、先行研究は在地性の希薄な西浦代官が派遣する手代と郷村の小代官を同一視しているが、後者は北条氏が直接在地の土豪を登用している点で前者と明確に異なっていた。郷村の小代官は、代官手代の非分を防止するなどの機能を通じ、年貢・公事金を円滑に徴収する役割を果たしていた。したがって北条氏一代官は、「移行期村落論」者がいうように在地秩序に介入できなかつたのではなく、郷村小代官を通じて在地を掌握していたのである。

第一部第二章では、西浦地域に程近い口野地域の代官を務めた土豪植松氏に焦点を当て、土豪層代官の活動・役割を検討している。それによれば、植松氏は早くから領主権力と被官関係を結び、給分を宛行われ軍役を負担していた。また、代官に任命されたことにより、年貢・公事金を徴収・納入する代わりに、自己の權益を代官給として保障された。植松氏は一方で、村人が年貢等の納入を拒否したときには、村を代表して減免交渉を行っている。植松氏は漁撈などの生産の指導も行っており、これは自らの權益の基盤を維持するための行為だった。このように、土豪の代官の立場は二面性を有しており、領主側は奉行や上使を派遣して統制にあたっていた。

以上の検討から、後北条領国においては、在地に基盤を持つ土豪層が(小)代官に任命され、現地支配を担当していたことが分かる。それは、他の土豪との利害の競合や百姓層からの反発があるなか、大名・領主と主従関係を結んで利益と地位を守ろうとする土豪側と、土豪を登用することにより、地域支配を安定化させようとする大名権力側の意図が結びついたところで成り立っていたのであり、「村」と「領主」が「牧歌的」に「棲み分け」していたわけではなかったと主張している。

第二部第一章では、菅浦の領主支配の変遷について、15世紀(室町時代)に比べて研究が遅れている16世紀(戦国時代)を対象に、年貢・公事金の請取状の分析を通じて検討している。それによれば、15世紀末以降は近江守護京極氏の被官である湖北の土豪が支配し、次いで塩津を本拠とする熊谷氏が支配者となった。このように頻繁に支配者が交代したのは、湖北の政治情勢が混迷していたことと関わっていた。16世紀中頃からは、この地の戦国大名の地位について浅井氏が代官支配を行うようになった。地域の土豪・領主層の支配は、15世紀の公家日野家による支配に比べて強化され、年貢減免などは容易に認められなくなった。また、浅井氏代官による支配は、新たな役の賦課・村人の被官化など、いっそう地域に浸透するものとなった。

第二部第二章では、菅浦が行った借錢について分析することを通じて、菅浦と浅井氏の間を関係を検討している。それによれば、浅井氏の支配下に入って以降、菅浦は年貢未進と関わって借錢を重ねてきた。その意義については、浅井氏への借錢により菅浦の困窮が進み、浅井氏への隷属度が深まったとする見解(赤松俊秀)と、借錢が徳政の対象となっていたため、菅浦は年貢未進を貸借関係に転化することにより債務破棄ができ、ここに年貢納入における菅浦の「主体性」を見いだせるとする見解(阿部浩一)とが対立している。史料の再検

討の結果、借銭は浅井氏に対して行ったものではなく、菅浦が未進年貢支払いのために第三者から借りたものであり、菅浦は徳政令の適用を求めず、その返済にも努めていたことが判明した。したがって、借銭問題から、菅浦の浅井氏への隷属度の強化も、菅浦の「主体性」も見出せず、むしろ、菅浦は浅井氏との関係の安定的維持を図っていたとすべきである。

第二部第三章では、浅井氏と菅浦の関係を総体的に捉えるために、先行研究で論点となってきた役負担・借銭・自検断(菅浦による独自の裁判権の行使)の評価を再検討している。役負担については、浅井氏は年貢・公事銭の徴収額や方法(地下請)は前代を踏襲したが、新たに戦時における舟役などを徴収した。また、代官による直接支配が強化されている。借銭については、前章で見たように、「隷属度」を深める契機あるいは「主体性」を発揮した例とは評価できず、両者の関係はこれにより質的に変化することはなかった。自検断については、菅浦が続けていたことは確かだが、浅井氏代官はその決定を覆しており、裁判権は重層的に存在し、上位の権限の方が強かった。

以上の検討から、浅井氏は支配を円滑に行うため、支障のない限り地下請や自検断という惣村の慣行を容認・利用していたといえる。浅井氏の菅浦支配は、「双方向的回路」により菅浦側の同意を調達した上で成り立っており、「領主専制史観」や「移行期村落論」ではその一面しかとらえられないと主張している。

終章では、本論で検討した内容を再確認し、先行研究との関係で強調すべき論点を示している。それは、支配・被支配の「双方向的回路」を重視することであり、それにより、村落と領主の支配・被支配関係の総体をとらえることが重要だということである。それに基づき、最後に、今後の課題と展望を示している。一つは、上述の点は西浦・口野・菅浦の各地域に共通しているとはいえ、それぞれの地域には個性があり、村落のあり方は多様であることから、さらにフィールドを広げて個別研究を進めることである。もう一つは、こうした戦国期の村落と領主との関係が、兵農分離を経た近世への移行により、大きく変化することから、その変化の実態を検討することである。

3、本論文の評価

本論文は第一に、戦国期を中心とする村落社会と領主支配という、日本中近世移行研究における主要テーマに真正面から取り組んだ点が評価される。とりわけ、分厚い蓄積をもつ先行研究を丹念にサーベイし、その成果と問題点を的確に把握した上で、研究課題を設定している点が評価される。特に、これまでの主要学説だった、戦国大名による封建制支配の確立＝惣村の自治の否定説と、自立・自律的村落と領主との相互契約関係説を、ともに権力(領主)と民衆(村)との二項対立的図式に基づき、両者の関係の把握が一面的になっていると批判し、支配が被支配者の同意を調達する「双方向的回路」によって実現されているとする、「関係性論」的視角から課題に迫ろうとしていること、また、その際に鍵となる階層として中間層(土豪)に注目していることは、最新の研究動向を踏まえ、当該テーマの研究水準を

一段高める課題設定となっている。

第二に、研究対象として、戦国大名小田原北条氏の村落支配の典型とされる口野・西浦地域と、惣村の典型とされる近江菅浦という、ともに長い研究史を有する著名なフィールドを敢えて選び、史料の綿密な再検討を通じて、上述の視角から、村落指導者であり戦国大名の被官でもある土豪を通じて、領主側・村落側双方の利害の接点で成り立っている、新たな村落―領主関係像を描き出したことが評価される。また、性格をかなり異にする二つのフィールドを設定し、相違点とともに共通の特徴を導き出すことにより、結論が個別事例に止まらない普遍性を獲得していることも評価される。

これらの業績のうち、すでに四章分が発表済みであり、そのうち三本は『歴史評論』『日本歴史』などの専門誌に査読付き論文として掲載され、いずれも学界から注目されていることを付記しておく。

もちろん、問題点がないわけではない。

第一には、筆者自身が述べているように、それぞれの事例には共通性とともにより差異性がある。本論文では、それを「村落の多様性」として評価するに止まっているが、それだけでなく、何故そのような差異が生まれるのかを明らかにする必要がある。それは、それぞれの地域の領主制支配の特徴とともに、その支配全体の中での当該地域の位置によっていると思われる。そうした点を視野に入れることにより、実証的に明らかにした事実の研究課題全体の中での位置付けがより明確になるであろう。

第二には、戦国期の村落―領主関係の特徴は、前後の時代と比較することにより一層明確となるが、本論文では、菅浦に関し室町期との比較が述べられているものの、全体としては不十分といわざるを得ない。とりわけ、兵農分離を通じた近世への移行により、何がどのように変わったのかは、当該テーマでは落とすことのできない論点である。

もとより、これらの点は筆者自身も自覚していることは、終章で述べられている「今後の課題と展望」から読み取ることができる。

4、結論

以上述べてきたように、本論文は若干の問題点は指摘されるものの、全体としてみれば、研究水準の引き上げに貢献する積極的問題提起を行った意欲作と評価できる。2012年2月27日に行われた口述試験において、筆者が上記の問題点を十分に認識し、今後の重要課題として取り組む用意のあることが確認できた。なお口述試験では、表の注記の付け方などの技術的問題が指摘され、リライトの上最終論文を提出することとなり、3月7日に提出された。

審査員一同は、口述試験の結果、および最終論文の内容に対する総合的評価に基づき、銭静怡氏に一橋大学博士(経済学)の学位を授与することが適当と判断する。

2012年3月14日

審査員(50音順)

池 享(委員長)

江夏由樹

大月康弘

高柳友彦

渡辺尚志